○東京歯科大学短期大学臨床·臨地実習等委員会規程

平成29年4月1日 短期大学学長裁定

(趣旨)

- 第1条 この規程は、東京歯科大学短期大学学則に定める委員会細則第1条第4号の規定に基づき、東京歯科大学短期大学(以下「本学」という。)における実習、演習及び臨床・臨地実習(以下「実習等」という。)の実習水準の確保に係る必要な事項を定める。 (設置)
- 第2条 前条の目的を達成するため、本学に臨床・臨地実習等委員会(以下「委員会」という。)を設置する。
- 2 委員会は、教学部長、実習主任、その他学長が指名する者をもつて構成する。
- 3 委員長は教学部長をもつて充て、副委員長は委員長が指名する者をもつて充てる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 5 委員長は、必要と認めたときは、関係者を出席させ意見を聴取することができる。 (所掌事項)
- 第3条 委員会は、本学の実習等に関する次の各号の業務を所掌する。
 - (1) 臨床・臨地実習における評価等に関する検討
 - (2) 臨床・臨地実習における実習施設との連携に係る連絡調整
 - (3) その他実習等に関する事項

(事務)

- 第4条 委員会の事務は、短期大学事務部教学課において行う。 (規程の変更)
- 第5条 この規程の変更は、委員会の議を経て学長が決定する。 附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。